

は し が き

年金相談に携わる人は、法に基づく正確な知識を座学等で身に付けることは当然ですが、あまりに複雑な制度に加えて改正と法解釈変更が頻繁に行われるので、これらを年金相談の現場で間違いなくお客様に伝え、ご満足いただけるように日頃からの心掛けが必須であります。

しかし、いかに多くの勉強をしても、多数の相談の現場経験を踏まないと即座に対応することはできません。

特に遺族年金の相談は、「一家の柱を失った妻子」という社会的弱者の方を対象としていることもあり、時には涙を誘う人生相談になることもあります。

また、死亡後間がないこともあり、死亡者の年齢や死亡原因によっては、言葉づかいにも十分な配慮と思いやりを必要とします。

時には、老齢年金の手続きにみえたご夫婦から突然遺族年金の相談を受ける場合もあります。生存している夫婦の遺族年金の相談では、人は誰でもいずれは死亡しますが、その時に有利な遺族年金が受給できるような的確なアドバイスができるように、周辺知識を豊富に蓄えておくことも一流の年金相談員となるために大変重要なことです。

本書は、被用者年金一元化に伴う制度変更を含めた原則的な仕組みの解説から始まり、各種の通達、社会保険審査会の裁決、最高裁の判決等を記載した上に、筆者が年金事務所等で十数年間の相談経験で対応した例外的な事例や法解釈の留意点も多数盛り込んでいます。

数多くの相談事例に接することは、的確な相談を行うために欠かすことができません。

本書が皆様方の今後の年金相談を行う際の参考になれば幸いです。

最後に改訂出版の機会をご提供いただいた株式会社日本法令出版部の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和3年1月

社会保険労務士／年金アドバイザー
石渡 登志喜

目次

第1章 遺族年金とは

遺族年金とは	2
1 遺族年金の種類	2
2 遺族年金等に係る最近の法改正及び法令解釈変更等	3
3 生計維持・生計同一関係等に係る認定基準	13
4 遺族年金に係る年金コード	52

第2章 遺族基礎年金

1 支給要件	56
1 支給要件の原則	56
2 受給要件の緩和措置	60
《社会保険審査会裁決－1》平成24年3月裁決	62
3 平成3年4月以前に死亡した者の受給要件の緩和措置	69
4 大正15年4月1日以前に生まれた者の特例	70
5 従前の母子福祉年金・準母子福祉年金	71
2 遺族の範囲	74
⇨ 相談事例－1、2	
《社会保険審査会裁決－2》平成27年6月裁決	82
3 年 金 額	88
1 遺族基礎年金の年金額	88
2 年金額の改定	89
⇨ 相談事例－3	
4 失 権	93

⇒ 相談事例－4～8

5	支給停止	101
---	------	-----

⇒ 相談事例－9、10

6	支給調整	104
---	------	-----

1	労働者災害補償保険法との調整	104
---	----------------	-----

2	繰上げ支給の老齢基礎年金との併給調整	104
---	--------------------	-----

3	第三者行為事故による年金と損害賠償との調整	104
---	-----------------------	-----

第3章 寡婦年金

1	支給要件	106
---	------	-----

	《社会保険審査会裁決－3》平成15年9月裁決	107
--	------------------------	-----

	《社会保険審査会裁決－4》平成20年11月裁決	114
--	-------------------------	-----

⇒ 相談事例－11

2	年金額	127
---	-----	-----

3	支給期間	127
---	------	-----

⇒ 相談事例－12

4	支給停止・支給調整	128
---	-----------	-----

第4章 死亡一時金

1	支給要件	130
---	------	-----

1	死亡した被保険者の要件	130
---	-------------	-----

2	遺族の要件	131
---	-------	-----

⇒ 相談事例－13～18

2	支給額	139
---	-----	-----

3	寡婦年金との支給調整	140
---	------------	-----

第5章 遺族厚生年金

① 支給要件	144
① 支給要件の原則	144
⇒ 相談事例-19~23	
《社会保険審査会裁決-5》平成23年8月裁決	164
《社会保険審査会裁決-6》平成27年10月裁決	171
⇒ 相談事例-24、25	
② 遺族厚生年金の支給要件に関する経過措置	178
③ 特例遺族年金	183
④ 特殊な支給要件	183
② 納付要件	186
① 納付要件の原則	186
⇒ 相談事例-26	
② 納付要件の緩和措置（その1）	188
⇒ 相談事例-27、28	
③ 納付要件の緩和措置（その2）	191
③ 遺族の範囲	192
① 遺族の範囲	192
② 遺族の順位	194
⇒ 相談事例-29~34	
《社会保険審査会裁決-7》平成29年4月裁決	213
【判決事例】平成30年6月大阪地裁判決	219
《社会保険審査会裁決-8》平成14年7月裁決	246
《社会保険審査会裁決-9》平成17年12月裁決	251
《社会保険審査会裁決-10》平成14年11月裁決	259
《社会保険審査会裁決-11》平成18年8月裁決	263
⇒ 相談事例-35~39	
《社会保険審査会裁決-12》平成29年11月裁決	275

3	生計維持認定対象者に係る収入に関する認定	283
	⇒ 相談事例-40	
	《社会保険審査会裁決-13》平成28年11月裁決	285
	《社会保険審査会裁決-14》平成29年9月裁決	293
4	事実婚・近親婚に係る認定	299
	《社会保険審査会裁決-15》平成29年4月裁決	301
	《社会保険審査会裁決-16》平成27年10月裁決	310
	《社会保険審査会裁決-17》平成21年9月裁決	317
4	死亡の推定	325
	⇒ 相談事例-41~43	
	《社会保険審査会裁決-18》平成26年2月裁決	332
	《社会保険審査会裁決-19》平成29年11月裁決	338
5	年金額	343
1	年金額計算の改正推移	343
2	併給調整の仕組み	345
3	遺族厚生年金の額（平成19年4月1日以降）	352
4	遺族厚生年金の算出方法	353
5	遺族厚生年金に加算等される額	360
6	遺族厚生年金額の改定	364
7	年金額の事例	365
	⇒ 相談事例-44~46	
	別表1 厚生年金保険の給付乗率の経過措置	376
	別表2 退職共済年金の給付乗率の経過措置 （従前額保障）＜旧乗率＞	377
	別表3 退職共済年金の給付乗率の経過措置 （本来水準）＜新乗率＞	378
	別表4 経過的寡婦加算額	379
	別表5 再評価率表	380
6	失 権	382

⇒ 相談事例-47~55	
7 支給停止	396
⇒ 相談事例-56、57	
8 支給調整	401
1 労働者災害補償保険法との調整	401
⇒ 相談事例-58	
2 児童扶養手当と公的年金給付等の併給調整	405
3 第三者行為事故による年金と損害賠償との調整	405
4 在職老齢年金について	406
5 雇用保険法による基本手当を受給する場合	406
⇒ 相談事例-59~63	
9 被用者年金一元化による制度改正と経過措置等	412
1 「被用者年金一元化法」施行前後の遺族年金制度の差異	412
2 二以上期間者の死亡による年金額の計算方法	414
⇒ 相談事例-64	
3 追加費用対象期間に係る年金給付額の特例	424
4 一元化後の特殊事例	428

第6章 未支給年金

1 支給要件	432
2 遺族の範囲	434
⇒ 相談事例-65~67	

第7章 遺族年金に係る雑則

1 時効	444
1 消滅時効が完成する期間	444
2 時効の起算日	444

3	時効の更新	446
2	第三者行為事故による年金と損害賠償との調整	447
1	厚年法の第三者行為による事故とは	447
2	損害賠償金と年金との調整規定	448
3	第三者行為の事故とされるもの	452
4	第三者行為事故による遺族年金請求	455
3	過誤払い	457
1	返還金債権の発生	457
2	債務者調査	457
3	死亡した受給権者への年金支払いにより発生した過誤払い	458
4	所在不明となった高齢年金受給権者に対する届出	460
4	租 税	461
5	受給権の保護	461
6	保険給付の制限	462
	《社会保険審査会裁決-20》平成16年1月裁決	463
7	審査請求・再審査請求	467

第8章 遺族年金請求手続

1	請求用紙	470
1	遺族厚生年金・遺族基礎年金の請求用紙	470
2	寡婦年金の請求用紙	492
3	死亡一時金の請求用紙	496
2	各種の届出	498
1	すべての年金に共通する届出	498
2	遺族年金に係る各種の届出	506
3	関連の届出用紙	522

♣ ♠ 相談事例・目次 ♠ ♣

第2章 遺族基礎年金

1. 17歳で障害者となった場合、受給中の遺族基礎年金はどうなりますか？ …… 76
2. 養子縁組していない夫の前妻の子と継母の私及び夫と養子縁組していない私の連れ子は、夫死亡による遺族基礎年金を受けられますか？ …… 77
3. 胎児が出生したときは、遺族基礎年金の額は増額となりますか？ …… 90
4. 再婚したときに、子の遺族基礎年金はどうなりますか？ …… 94
5. 内縁の夫の父母と養子縁組すると、遺族基礎年金はどうなりますか？ …… 95
6. 遺族基礎年金の受給権者である母及び3人の子のうち1人の子が祖父母との養子縁組を解消した場合 …… 97
7. 子が行方不明のときに、受給中の遺族基礎年金はどうなりますか？ …… 98
8. 祖父母と養子縁組をし、同居した場合、遺族基礎年金はどうなりますか？ …… 99
9. 父と生計を同じくする子に対する遺族基礎年金の支給停止について …… 102
10. 障害基礎年金を受け始めると、遺族基礎年金はどうなりますか？ …… 103

第3章 寡婦年金

11. 内縁関係でも、寡婦年金は支給されますか？ …… 125
12. 再婚しても、寡婦年金は継続して支給されますか？ …… 128

第4章 死亡一時金

13. 夫が60歳で死亡しましたが、どのような年金が受給できますか？ …… 134
14. 父親死亡による遺族基礎・厚生年金受給中の母親が死亡したときに、死亡一時金の受給は可能ですか？ …… 135
15. 死亡一時金と寡婦年金のどちらを受給したほうがよいでしょうか？ …… 136
16. 老齢基礎年金繰上げ請求者が当該年金の支払日前に死亡した場合、死亡一時金は受給できますか？ …… 136
17. 特老厚受給中の妻が、65歳裁定請求書提出直後に死亡した場合、夫は死亡一時金を請求できますか？ …… 137
18. 基礎年金番号以外に「ねんきん特別便」で国民年金保険料納付済期間が見つかったときに、死亡一時金は受給できますか？ …… 138

第5章 遺族厚生年金

19. 離婚分割した老齢厚生年金を受給していますが、死亡した場合に再婚相手が遺族厚生年金として受給することができますか？ …… 155

20. 60歳以降に初めて厚生年金に加入した人が亡くなった場合に、遺族厚生年金は受給できますか？	161
21. 自殺の場合に遺族年金は受給できますか？	162
22. 遺産相続を放棄した人が遺族年金の受給はできますか？	163
23. 病気を理由に退職し、その後症状が悪化して死亡した場合、遺族厚生年金は支給されますか？	164
24. 3級障害年金受給権者が死亡した場合に、遺族厚生年金は支給されますか？	176
25. 厚生年金保険加入19年、国民年金加入6年の夫が53歳で死亡したのですが、遺族年金の受給はできますか？	177
26. 被保険者が死亡した後に、未納の保険料を遺族が納付した場合、遺族年金は受給できますか？	187
27. 3分の2要件をみるときに、昭和36年4月前の厚生年金保険の加入期間はどうなりますか？	189
28. 61歳過ぎに初めて厚生年金保険に加入し、半年後に夫が病死したのですが、遺族厚生年金は受給できますか？	190
29. 私が死亡したときに、再婚した妻は、遺族厚生年金を受給できますか？	202
30. 認知済みの亡夫の愛人の子（実母と生活）と再婚である私（連れ子1人）では、だれが遺族厚生年金を受給できますか？	202
31. 被保険者であった両親が死亡した場合に、子の受けられる遺族厚生年金はどうなりますか？	203
32. 不倫相手の子にも遺族厚生年金は支給されますか？	204
33. 離婚した夫が死亡、その者から仕送りを受けていたのですが、遺族厚生年金は受給できますか？	206
34. 内縁関係の夫が死亡しましたが、遺族厚生年金は受給できますか？	207
35. 両親を扶養していた長男が死亡したときに、遺族厚生年金を母親のみが受給できますか？	269
36. 死亡した人と同居し、生計維持されていた実母と義母は、遺族厚生年金を請求できますか？	270
37. 親から生活費の援助を行われていた子が死亡したときに、親が遺族厚生年金を請求することはできますか？	271
38. 厚生年金被保険者であった父が死亡し遺族厚生年金・遺族基礎年金を受けていた子を、離婚した実母が引き取ったら遺族年金はどうなりますか？	272
39. 厚生年金被保険者が死亡したときに、同居の祖父母が遺族厚生年金の受給権者となることができますか？	273
40. 年収が900万円あると、遺族厚生年金は受給できませんか？	284
41. 行方不明の場合の死亡日と未支給の給付はどうなりますか？	329

42. 被保険者が行方不明のときは、遺族厚生年金はいつから支給されますか？	330
43. 行方不明者の受給していた老齢厚生年金を、遺族厚生年金に変更することが できますか？	331
44. 遺族厚生年金の3分の2と老齢厚生年金の2分の1を受給するとき、老齢 厚生年金の繰下げ増額された分は、どうなりますか？	372
45. 老齢に係る年金を繰下げ待機中に遺族厚生年金の受給権が発生した場合、 さらに待機を続けることはできますか？	373
46. 遺族厚生年金は、繰下げ増額された老齢厚生年金額を基準に算定されま すか？	374
47. 再婚予定がありますが、受給中の遺族厚生年金はどうなりますか？	386
48. 復籍しても遺族厚生年金は受けられますか？	386
49. 直系姻族の養子となったときに、遺族厚生年金は失権しますか？	387
50. 内縁の夫の死亡に係る遺族厚生年金の受給権者が養子となったときに、遺 族厚生年金は失権しますか？	388
51. 姻族関係を終了した場合の遺族厚生年金の受給権はどうなりますか？	388
52. 遺族基礎年金受給権者と親権のない父（母）との生計維持関係の認定はど うなりますか？	391
53. 遺族厚生年金を受給中の子が里子となった場合、失権となりますか？	392
54. 遺族厚生年金受給中に他人と養子縁組した子の受給権はどうなりますか？	393
55. 遺族厚生年金の受給権者に先順位者が現れた場合はどうなりますか？	394
56. 労働基準法による遺族補償と厚生年金保険法の遺族厚生年金との調整	398
57. 妻が老齢厚生年金を選択した場合、子が遺族基礎年金・遺族厚生年金を受 けられますか？	400
58. 労働者災害補償保険の遺族補償と遺族厚生年金は同時に受給できますか？	401
59. 複数の遺族厚生年金の併給調整はどのようになっていますか？	407
60. 他の年金を選択したことによって支給停止された私の受給中の遺族厚生年 金は、子に支給されますか？	407
61. 繰上げ支給の老齢基礎年金を受けていますが、夫の死亡による遺族厚生年 金は受給できますか？	408
62. 遺族厚生年金の受給権発生後、しばらくしてから自分の老齢年金の繰下げ 請求ができますか？	409
63. 遺族厚生年金を58歳から受給していますが、「ねんきん特別便」で昔の厚 生年金保険期間が見つかった場合、年金額はどうなりますか？	410
64. 一元化後の遺族厚生年金はどうなりますか？	415

第6章 未支給年金

65. 嫁は未支給年金の請求ができますか？ 436
66. 甥は未支給年金の請求ができますか？ 436
67. 遺族厚生年金と未支給年金の請求人はだれですか？ 441

◆凡 例◆

略 語	法令名称
国年法	国民年金法
国年法附則	国民年金法附則
国年法（60）附則	昭和60年改正国民年金法附則
国年令	国民年金法施行令
61年経過措置政令	国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令54号）
厚年法	厚生年金保険法
厚年法附則	厚生年金保険法附則
厚年法（60）附則	厚生年金保険法昭和60年改正法附則
厚年法（平12）附則	厚生年金保険法平成12年改正法附則
厚年法（平16）附則	厚生年金保険法平成16年改正法附則
厚年令	厚生年金保険法施行令
厚年則	厚生年金保険法施行規則
国共法	国家公務員共済組合法
地共法	地方公務員等共済組合法
一元化法附則	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令347号）

※本書に記載の年金額は、令和2年度現在のものです。

第1章

遺族年金とは

遺族年金とは

1 遺族年金の種類

遺族年金は、被保険者や受給権者が死亡した場合、その人に生計維持されていた一定の遺族が受けられるものです。

遺族年金には、遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族共済年金等があり、加入していた制度や受給していた年金の種類により、受けられる遺族年金の種類が異なります。

遺族基礎年金は、老齢基礎年金の受給権者や、受給資格を満たしている国民年金の被保険者又は被保険者であった人が死亡した当時、その人に生計維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に支給されます。

寡婦年金は、第1号被保険者として保険料納付済期間等が10年以上あり、婚姻期間が10年以上ある夫が死亡した場合に保険料の掛け捨て防止のために生計維持されていた妻に一定期間給付される年金です。

一方、遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者の死亡のほか被保険者期間中に初診のある傷病により、その初診日から5年以内に死亡した場合や、障害厚生年金1級又は2級の受給権者、老齢厚生年金の受給権者と受給資格を満たした人が死亡した場合、生計維持されていた一定の遺族に支給されます。

遺族の範囲は、配偶者・子・父母・孫・祖父母ですが、妻以外は一定の年齢要件があります。遺族共済年金についても、ほぼ同様な要件があります。

また、平成19年4月以降に受給権が発生する、夫の死亡当時30歳未満で子のない妻が受給する遺族厚生年金は、5年で失権します。

遺族年金は、老齢に係る給付を既に受けているか、受給資格を満たして

いる人を除き、保険料の納付要件を満たしていなければ支給されません。

ポイント!

- ◆ 受給できる遺族年金等は、加入していた制度により次のようになります。
 - 国民年金……遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金
 - 厚生年金保険…遺族厚生年金
 - 各共済組合……遺族共済年金、遺族厚生年金
- ◆ 遺族年金の受給要件は、「戸籍」に入っているか否かより、「生計維持」関係があるか否かが重要です。

2 遺族年金等に係る最近の法改正及び法令解釈変更等

① 平成23年4月1日から適用

「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」の規定が大幅に改定され、過去の通達が一部整理されました。(平成23年3月23日 年発0323第1号) ⇒第1章 3 P.13

② 平成23年6月7日適用

東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る遺族厚生年金等の請求があった場合の取扱いについて規定されました。(平成23年6月7日 年管管発0607第5号) ⇒第5章 4 P.147

③ 平成23年7月1日適用

障害厚生年金3級の受給権者が死亡した場合、障害基礎年金の受給権の

有無や死亡時の年齢等にかかわらず、直接死因の傷病と障害厚生年金の傷病に相当因果関係があると認められるときは、短期要件による遺族厚生年金を請求できることとなりました。(厚生労働省年金局事業管理課の見解)
⇒第5章 ① ① 【解説】 (4) P.150

④ 平成24年5月1日適用

失踪宣告を受けた者にかかる保険給付(給付)の消滅時効の起算日(「権利を行使することができる時」)については、従来は「失踪宣告の裁判確定日」となっていたが、年金法及び会計法に規定がないため、民法第166条の規定により「権利を行使できる時」となりました。(日本年金機構 HP)
⇒第5章 ④ P.331

⑤ 平成24年7月9日から適用

- ・日本国籍を有する者の国外居住期間等に係る合算対象期間の確認に必要な書類が規定されました。(平成24年6月14日 年管管発0614第6号)
⇒第8章 ① 添付書類(2) P.474
- ・日本国内に住所を有する外国籍の方から年金請求があった場合、「外国人登録制度の廃止」に伴い、従来の「外国人登録原票記載事項証明書」に代わって、受給権者等の属する国の公的機関の発行したこれに代わるべき証明書等に翻訳人を明記した和訳文を提出することとなりました。(平成24年6月14日 年管管発0614第8号)
⇒第8章 ① 添付書類(3) P.475

⑥ 平成24年8月22日以降受付の請求書から適用

特別児童扶養手当の診断書により、遺族厚生年金を受けることができる孫の障害の状態を確認する際も診断書の省略を可能となりました。(平成24年8月22日 年管管発0822第1号) ⇒第5章 ③ ① 通達 P.193

⑦ 平成24年11月1日から適用

「厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付を受ける権利に係る消滅時効の援用の取扱いについて」が発せられ、年金記録の訂正がなされた上で裁定（裁定の訂正を含む。以下同じ）が行われた場合の取扱いが明確化されました。（平成24年9月7日 年管0907第6号）

⇒第7章**①②**【解説】P.444

⑧ 平成25年4月1日から適用

厚生年金保険法施行規則及び国民年金法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い「寡婦年金の失権に係る事務の取扱い」が規定され、寡婦年金の受給権者が「老齢基礎年金の支給繰上げ請求」を行ったときは、寡婦年金の失権届を提出することとなりました。（平成25年3月28日 年管管発0328第1号）⇒第3章**①**通達 P.124

⑨ 平成25年6月26日

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により遺族基礎年金の納付要件の特例措置（直近1年間に保険料未納がないときは、保険料納付要件を満たしているとする）を10年間延長し、平成38年3月（令和8年3月）までとすることとなりました。（平成25年6月26日 年発0626第1号第二の4）⇒第2章**①②** P.60

⑩ 平成25年7月1日から適用

厚年法等改正法の施行に伴い「時効消滅不整合期間」を有する者が死亡した場合の遺族給付に関する事務手続が規定されました。（平成25年6月28日 年管管発0628第7号）⇒第5章**①①**(7) P.155

⑪ 平成25年8月1日から適用

被用者年金一元化法のうち「追加費用対象期間」を有する者の年金額が控除調整下限額を超えるときは、27%削減を行うこととなりました。

⇒第5章⑨③ P.424

⑫ 平成26年4月1日から適用

- ・「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金機能強化法）の施行に伴い、「遺族基礎年金の支給要件に係る男女差の解消」となりました。（平成24年8月22日 年発0822第1号、平成26年1月16日 年発0116第1号）

⇒第2章②① P.74

- ・「年金機能強化法」の施行により、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて」が一部改正され、未支給年金の適用範囲が拡大されました。＜「23年通知」の3(1)②＞（平成26年3月31日 年発0331第7号）⇒第1章③ P.23
- ・所在不明となった高齢年金受給権者に対する的確な措置が義務化されています。受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者（以下「世帯主等」という。）に対し、当該受給権者の所在が1ヵ月以上明らかでないときは、速やかに、当該受給権者の氏名や所在不明となった年月日等を記載した「年金受給権者所在不明届」（以下「所在不明届」という。）を提出することが義務付けられました。（国年法第105条第3項、厚年法第98条第3項）⇒第7章③④ P.460

⑬ 平成26年4月11日から適用

失踪宣告を受けた者の死亡一時金の請求期間の取扱いが見直され、平成19年7月7日以降に死亡とみなされた日があり、失踪宣告の審判の確定日の翌日から2年以内に死亡一時金の請求がある場合には、当該死亡とみな

●著者略歴

石渡登志喜（いしわたとしき）

神奈川県出身

大学卒業後電子計測器メーカー勤務

資材部長、公共営業部長、厚生年金基金常務理事を経験

定年退職後、社会保険労務士事務所開業

東京都内信用金庫年金相談員

東京都内、千葉県内年金事務所等の年金相談員経験

年金研修講師、雑誌、単行本等の執筆多数